

監査報告書

令和3年5月25日

学校法人君が淵学園
理事会
評議員会 御中

学校法人君が淵学園

監事 松尾征晴

監事 一ノ川博政

私たち学校法人君が淵学園の監事は、私立学校法第37条第3項の規定に基づき令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）における学校法人君が淵学園の業務及び財産の状況並びに理事の業務の執行状況について監査を行いました。

監査にあたっては、理事会及び評議員会その他重要な会議に出席するほか、計算書類（資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表）及び事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等の閲覧などを行いました。

財務の状況については、公認会計士（独立監査人）から私立学校振興助成法第14条第3項の定めに基づく監査に関する説明を受け、連携し、必要な監査手続きを行いました。

監査の結果、学校法人君が淵学園の業務並びに理事の業務執行の状況は適切であり、計算書類等は会計帳簿の記載と合致し、収支及び財産の状況を正しく示していました。よって、学校法人君が淵学園の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令及び寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。

以上